

平成 28 年 11 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年11月 農地部会		
日 時	平成28年11月18日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	欠	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	欠
16 楠 井 常 夫	○
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	○

18名中

15名出席

欠席届出 中 村 康 男

河 崎 正 一

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	6 件	田 畑	8,377.76 m ² 1,168.00 m ²
第2号議案	合意解約	4 件	田 畑	4,139.00 m ² 1,950.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3 件	田 畑	240.00 m ² 321.05 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	5 件	田 畑	6,302.00 m ² 5,912.55 m ²
第5号議案	非農地証明願	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	38 件	田 畑	64,233.00 m ² 9,452.00 m ²
第8号議案		0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
		合 計	56 件 田 畑	83,291.76 m ² 18,803.60 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年11月18日(金) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長

おはようございます。

定刻がまいりましたので、ただいまより11月の農地部会を開催いたします。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで合計56件でございます。

よろしく審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中16名の出席をいただいております。本部会が成立していることをご報告いたします。

また、29番 中村 会長職務代理、15番 河崎 委員さん から欠席の連絡をいただいております。

また、恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の13ページをお開きください。第7号議案 農地利用集積計画書の25番につきまして、申請に必要な書類が部会までに揃えられないということで、書類不備により取下げになります。

続いて16ページをお開きください。同じく第7号議案 農地利用集積計画書の36番についてですが、使用貸借権設定の終期が平成29年11月30日で1年間の貸借期間となっておりますが、貸借期間を2年間に延長したいとの申し出がございましたので、終期を平成30年11月30日に変更をお願いいたします。

以上の訂正に伴い、議案1ページの目次欄の 第7号議案 農地利用集積計画書の件数 39件を 38件に、田の面積 65,057㎡ を 64,233㎡ に訂正をお願いいたします。

先程申し上げました 合計件数 56件は、訂正後の件数となっております。

細川事務局長

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。
ここ数日、気温も幾分よくなってきました。
また、今年も押し迫りまして、あと1か月ばかりとなりました。
委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席を賜り、ありがとうございます。
さっそくではございますが、議事に移りたいと思っております。

大原部会長 本日の署名委員を
10番 酒本 委員さんと
20番 大西 委員さんの お二人にお願いします。
次に、今月の現地調査につきましては、
4番 綾野 委員さん
10番 酒本 委員さん
15番 河崎 委員さんと 私で、昨日の11月17日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。
ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を
議題に供します。事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 1,506㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 1,733㎡、外2筆 計 5,296㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

田路書記 3番、…、面積 247㎡の内12.76㎡。【議案読み上げ】
本申請は、第4号議案の2番と関連しており、譲渡人の息子さんの自己住宅の建設にあたり排水管の埋設を行うというものですが、空間の上下の範囲を限って工作物を設置する場合に地上権を設定する必要があり、今回排水管の埋設を行うのは申請農地の端なので、許可後も耕作に支障がなく従来どおり農地として使用可能なため許可相当であると思われ
ます。

4番、…、面積 340㎡、外1筆 計 1,156㎡。【議案読み上げ】

田 路 書 記 本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、…、面積 1,563㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6番、…、面積 12㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、6件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

— 梶野委員 挙手 —

大 原 部 会 長 はい、梶野委員。

梶 野 委 員 6番の案件なんですけど、面積が12㎡というのは近くに譲受人の
耕作地か何か接続しとんですか。

岡 崎 次 長 この案件は、3号議案の3番に関連しておりまして、もともとは4条申
請に伴いまして譲渡人と譲受人の土地が法務局の公図上分かれて
なくて地番が2つついて1つの土地だったものなんですけれども、今
回譲渡人がお家を建て直すにあたりまして分筆等で整理をしたところ
それぞれの土地が交差している部分がありまして本案件の土地は隣
接地の譲受人の土地と一体で利用する方が効率的であるということ
で、整理するためにこちら12㎡の農地を譲渡人から譲受人が譲り受け
るというものでございます。

梶 野 委 員 はい、わかりました。

大 原 部 会 長 よろしいですか。
他になにかご意見・ご質問等はありませんか。

— 大久保委員 挙手 —

大原部会長 はい、大久保委員。

大久保委員 3番についてなんですけれども、農地に排水管を埋めるのに地上権の設定が必要なんです。それで完成したら農地として利用するということですか。

藤井事務局長補佐 本来排水管は、農地以外の場所もしくは転用地に埋設することが多いんですけども、隣接する農地が親御さんの所有ということで農地の一部を使用する状態で埋設したいということですが、この場合は農地法の3条で使用貸借権もしくは区分地上権、上空または地下に埋設する場合には許可を取らないといけないとなっております、それこそ今後の耕作に支障のない端っこであるとか地中深くであるとかという条件があるんですけども、今回の場合は今後も農地はそのまま耕作をしたいということで、隣接農地との境界線に近い端の方に排水する水路まで幅60cmで21.27mを地下に埋設したいということで地上権の設定の申請が提出されております。

大久保委員 U字溝を据える場合は5条許可になるんな。

藤井事務局長補佐 U字溝を設置する場合、その部分は農地として利用できないので5条申請になります。

大久保委員 はい、わかりました。

大原部会長 よろしいですか。
他になにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【特になし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大原部会長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について

田 路 書 記 ご説明いたします。

1番、…、面積 744㎡、外1筆 計 1,603㎡。【議案読み上げ】

2番、…、面積 198㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 1,950㎡。【議案読み上げ】

4番、…、面積 2,338㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」
4件 を受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に
供します。

大 原 部 会 長 なお、第3号議案の 2番・3番 につきましては、現地調査を実施
しておりますので 4番 綾野委員 さんに 現地調査の報告を
お願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

綾 野 委 員 それでは、現地調査の状況を報告いたします。

2番、…、面積 62㎡、合計 414.91㎡。【議案読み上げ】

申請地の場所は、県道33号線と国道11号線が交差する前谷交差点
から 県道33号を西へ 約250m に位置します。

無断転用の有無については有りです。

転用目的は、進入路用地であります。

申請理由は、本申請地は、昭和47年頃より進入路として利用して
いたが、地目が農地のままであることを知り、この無断転用の状態を
解消する必要があると思い申請したというものです。

綾野委員 農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当すると思われます。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。その他として、無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 293㎡、外2筆、合計 327.04㎡。【議案読み上げ】申請地の場所は、主要地方道 高松王越坂出線と県道 鴨川停車場五色台線との三差路を五色台方向へ 約100m に位置します。無断転用の有無については有りです。転用目的は、農家住宅用地です。申請理由は、本申請地は、年月日不詳ではあるが、以前から申請者の親が自宅を建築し居住していた。このたび、住宅の建て替えを計画した際に、地目が農地のままであることを知り、この無断転用の状態を解消する必要があると思ったためです。農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当すると思われます。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。その他として、無断転用による始末書の提出があります。

以上です。

大原部長 はい、ありがとうございます。
ただいま 綾野委員 さんより 現地調査の報告がありました、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎次長 はい、第3号議案 農地法第4条許可申請についてご説明申し上げます。

2番・3番につきましては、先ほど綾野委員さんから現地調査の報告をいただいたとおりでございまして、なお、補足といたしまして2番については申請者が他に持っている土地について無断転用と思われる土地がありますので、解消等についてこれから進めていきまして、それとあわせて解消を行わなければ今回の申請は許可にならないと県とも確認しております。3番につきましては先ほど説明しましたとおりの理由で、第1号議案の6番に関連しておるものでございます。

岡崎次長

1番、・・・、面積 178㎡、合計 231.80㎡。【議案読み上げ】
申請地は、権吉川のすぐ西にありまして、県道33号線から南に約300m に位置します。
無断転用の案件です。
転用目的としましては、こちらの建物を貸事務所として利用するものです。
申請理由としましては、本申請地は、昭和30年頃に申請者の親が自宅を建築し居住していた。申請者は昭和40年に本申請地を相続したが、その手続きの際には農地法の理解が不足しており地目変更を行っていなかった。このたび、本申請地の上に建っている建物を貸事務所として利用しようとしたところ、そのことを改めて知り、この無断転用の状態を解消する必要があると思ったためでございます。
農地の区分としましては、都市計画により用途が第1種住居地域定められている第3種農地に該当いたします。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。
また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他といたしまして、無断転用による始末書の提出もいただいております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございました。
ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案につきまして、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。

なお、第4号議案の4番・5番については現地調査を実施しておりますので10番酒本委員さんに現地調査の

大原部会長 報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

酒本委員 それでは、ご報告いたします。

農地法第5条許可申請

4番、・・・、面積 1,094㎡、外4筆、合計 5448㎡。【議案読み上げ】
場所は、市立加茂小学校から 北へ 約400m に位置しております。
無断転用の有無は、ありません。

転用目的は、分譲住宅 16棟 2階建 1,120㎡と道路用地。

申請理由については、譲受人は、坂出市を中心に分譲住宅の販売を行っており、平成25年にも申請地の向かい側で12棟の農地転用の許可を受けて販売してきたが全て完了済みとなり、現在は販売物件が0の状態である。申請地は、幼稚園や小学校が近隣にあり、さらに需要が見込めるので申請を行った案件でございます。

農地の区分としては、5筆の内4筆が農用地であり、農用地除外申請許可済み。これは平成28年3月23日に許可になっております。農用地除外後は、土地改良事業も圃場整備も行っていないので、2種農地に該当すると思われま。

周辺農地への影響でございますが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できております。

その他として、開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中です。

転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書が添付されております。

香川県農業会議常設審議委員会の諮問案件になっております。

参考として、平成25年4月申請、平成25年6月19日許可の 分譲住宅12棟については、全棟完了済みでございます。

5番、・・・、面積 1,448㎡、外5筆、合計 6,505.08㎡。【議案読み上げ】
場所は、府中湖パーキングエリアから南に 約500mほど行った所から少し入ったところ。

無断転用はありません。

転用目的は、鋼土採取による農地造成用地。

申請理由については、譲受人は、平成25年10月まで隣接農地について鋼土採取場として農地転用(一時転用)の許可を受け鋼土の採取・販売を行ってきたが、新たにため池堤防改良工事用の土砂が必要となり、また、譲渡人からも申請地は傾斜がきつく耕作に不便なので、切り

酒 本 委 員

下げの要望を受けて申請を行った案件でございます。
農地の区分としては、府中開拓パイロット事業を行った一種農地。
周辺農地への影響でございますが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま
す。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できております。
その他として、香川県農業会議常設審議委員会の諮問案件です。
転用期間ですが、平成29年1月5日から平成31年12月31日までの3年
間となっております。
転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書が
添付されております。
なお、平成25年10月の一時転用終了後は農地に復元するというの
が条件ですが、今の状況では農地としては認められにくい状況です。
その一部は特に進入路として申請している部分でございます。
農地として利用していない部分があると事務局の方から指導している
と聞いております。

以上です。

大 原 部 会 長

はい、ありがとうございました。
ただいま 酒本委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、
他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

1番、・・・、面積 175㎡、外1筆、合計 702.52㎡。【議案読み上げ】
申請地の場所は、川津出張所から国道438号線を南へ 約250m、
JA川津町農機センターの交差点を東に 約50m に位置します。
一部無断転用の案件です。
転用目的は、今現在既にカーポートが2棟建っておりまして、駐車
場、資材置場用地として利用したいということです。
申請理由としまして、譲受人は、来春退職を機に個人で事業を始め
るにあたり、自宅兼事務所と家族の車や会社の車両及び資材の置き
場を探していたところ、申請地は所有者が東京在住で耕作することが
できず、隣接する親類の住宅も譲ってもらえる話のできたので、所有
権移転を行うために申請を行った案件です。

また、昭和60年頃、申請地の隣りに住んでいた親類が、車の置場に
困り造成して車を置き始め現在ではカーポートを2棟建てて利用して

藤井事務局長補佐

いたが、農地転用の許可申請を行っていなかったもので、今回その無断転用の解消もあわせて行ったものです。

併せて利用する土地というのが、譲渡人の親類が所有しておりました住宅でこちらを事務所兼住宅として利用し、申請地の駐車場、資材置場と一緒に活用していきたいという申請です。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用については始末書の提出をいただいております。

2番、こちらは先ほど1号議案 3条申請の3番でも説明をいたしました案件です。

すみません、今、備考欄の権利の種類が誤っていることに気がきましたので、議案の訂正をお願いいたします。

備考欄に所有権となっておりますが、使用貸借権設定の誤りですので所有権を使用貸借権に訂正をお願いいたします。

それでは説明に戻ります。

2番、・・・、面積 310㎡。【議案読み上げ】

場所は、主要地方道 高松王越坂出線と県道 鴨川停車場五色台線との交差点を北に 約300mに位置します。

申請地に無断転用はありません。

転用目的は、非農家の自己住宅用地です。

申請理由として、譲受人は現在官舎に居住しているが、家族が増えて手狭になったので、父親の所有する農地の一部に使用貸借権を設定して自己住宅を建築するため申請を行った案件です。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

なお、譲渡人の所有農地に一部無断転用地がありまして、県の担当者とも協議しながら解消について指導中であります。

3番、・・・、面積 219㎡。【議案読み上げ】

場所は、青海町中村公民館から東に 約600mに位置します。

申請地に無断転用はありません。

転用目的は、分家住宅 1棟 2階建 59.62㎡の用地です。

申請理由は、譲受人の二人は、現在アパートに居住していますが、

藤井事務局長補佐

子供の成長に伴い住居が手狭になったので、奥さんの父親の所有する農地の一部に使用貸借権を設定して夫婦で自己住宅を建築するため申請を行った案件です。

農地の区分としては、農用地になっておりましたが農用地除外申請中で、今回事前協議回答が平成28年9月23日に県から帰ってきております。農用地除外後は、土地改良事業も圃場整備も行っていないということで、2種農地に該当すると思われます。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

この案件についても、譲渡人の所有農地に一部に200㎡を超える農業用施設があり転用申請が必要であるということで、県の担当者とも協議しながら解消について指導を行っているところです。

続いて4番ですが、こちらは先ほど酒本委員さんから現地調査報告をいただいた案件です。

こちらに関しましては、補足説明といたしまして、譲渡人の一人が所有する農地について、農業法人と平成30年7月31日まで賃借権の設定をしていますが、解約の了解を得ており、来月案件で合意解約を提出予定であるということを確認しております。

開発許可の必要な案件ですので、技術的には担当課より指導があると思います。

続いて、5番の案件ですが、こちらに関しましては先ほど酒本委員さんから現地調査報告をいただいたとおriなんですが、平成25年10月まで鋼土の採取を行っていた農地については完了届も出ており終了している状況ですが、この申請地と譲受人については平成25年8月と平成26年7月にも全く同じ農地で一時転用の申請がありましてどちらも許可前に取り下げを行っているという経緯があります。

それに関して、何故取り下げをしたのか確認したところ、その当時は今回申請地の隣接地で農地所有者がオリーブの栽培を行っておりまして、全体の面積を含めると1haを超えるということでみどり条例の規定にかかるので、その際には断念して取下げを行ったという理由でした。今回の申請につきまして、転用面積が2,000㎡を超えていますので、隣接農地所有者からも同意をいただき同意書を添付していただいております。

また、先ほど酒本委員さんからの説明にもありましたように、既に前回完了しております農地、今回一部を進入路として利用する農地ですが

藤井事務局長補佐 申請箇所ではないところで花崗土を張って締め固めた状態で自動車の轍がありましたので、おそらく駐車場として利用していたのではないかと思われ、どうしても農地として見ることは出来ない状態です。進入路として申請している箇所にまでは及んでいないので今回は無断転用とはしていませんが、駐車場状態になっている箇所については農地への復元が必要であると指導をしております。

面積的に、4番、5番については、面積が 2,000㎡を超えているので香川県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件となり、両案件とも3,000㎡を超えているので、農業会議と県それぞれの現地調査案件となっておりますので、そちらの方でも指導を受けると思います。

それから、一時転用が完了し農地へ復元後は農地として活用しますという誓約書もついておりますが、前回の完了地が十分に農地として活用されていないので、もっと農地として利用するよう指導を行っております。

今後、農業会議や県の現地調査により、色々な指導を受けるかもしれませんが、今現在としてはそのような指導を行っている状況です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
事務局より詳しい説明がありましたが、第4号議案について、なにか ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」5件につきましては、原案通り承認し、うち3件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、4番・5番の案件につきましては転用面積が 2,000㎡以上ですので、この2件については11月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原部会長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」38件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田路書記 それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」38件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が15件、更新が10件、再設定が

田 路 書 記 13件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結は16件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 38件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。

事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」38件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細 川 事 務 局 長 事務連絡
① 農業委員等研修会(11月14日開催・綾歌アイレックス)に欠席者に資料配布
② 全国農業新聞のカレンダー、農業委員手帳の配布

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして11月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時49分閉会)